教育福祉委員会審査日程表

日時　令和５年１２月１２日(火)
午前９時開議
場所　第３・４委員会室

第１　請願第　３　号　学校給食の保護者負担軽減を求める請願書

第２　陳情第１６号　「流山市幼児教育支援センター附属幼稚園の廃園方針」の見直しを求める陳情書

第３　陳情第１８号　流山市における困難な問題を抱える女性に対する支援の充実を求める陳情書

第４　陳情第２１号　子どもの医療費助成制度に対する国への意見書の提出等を求める陳情書

第５　陳情第２０号　介護保険制度の改善を求める意見書提出を求める陳情書

第６　陳情第１９号　安心・安全な医療・介護の実現のため人員増と処遇改善を求める意見書提出を求める陳情書

第７　議案第８５号　令和５年度流山市介護保険特別会計補正予算(第２号)

第８　議案第８９号　指定管理者の指定について(流山市高齢者福祉センター森の倶楽部及び流山市高齢者趣味の家)

第９　議案第８６号　流山市児童育成手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

第10　議案第８７号　流山市特定教育･保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

第11　議案第８８号　流山市都市公園条例及び流山市コミュニティプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第12　議案第９０号　指定管理者の指定について(流山市おおたかの森ホール)

第13　議案第９１号　指定管理者の指定について（流山市北部公民館）

議案第９２号　指定管理者の指定について（流山市東部公民館）

第14　所管事務の継続調査について

更新日：令和5(2023)年11月13日

千葉県教育委員会

接続期のカリキュラム千葉県モデルの作成

接続期のカリキュラム千葉県モデルとは

千葉県の幼児教育、小学校教育の実態を踏まえ、5歳児後期と小学校1年生前期の「学び」に焦点を当てたカリキュラム(「接続期のカリキュラム千葉県モデルプラン　5歳児の学びのカリキュラム　スタートカリキュラム」)を作成、県内の幼児教育に関わる施設及び小学校に配付し、活用を促すことにより、保幼小の円滑な接続を図ることを目指しています。

概要

- 「5歳児の学びのカリキュラム」として幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領において示された「育みたい資質・能力」及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を考慮し、遊びや生活の中で「見方・考え方」を育む学びの全体計画例、展開例、実践事例を作成し、保育所、幼稚園、認定こども園等において活用できるようにします。
- 「スタートカリキュラム」として、幼児期修了における幼児の姿を踏まえ、小学校1年生の生活科を中心に、特別活動、道徳、国語、算数等、合科・関連的な内容の工夫等を行ったカリキュラムを作成し、幼児期に育まれた資質・能力を各教科等の特質に応じた学びにつなげることができるようにします。

「接続期のカリキュラム千葉県モデルプラン　5歳児の学びのカリキュラム　スタートカリキュラム」（PDF：5,795.6KB）
（注意※ファイルサイズが大きいため閲覧の際はご注意ください）

モデルプラン追加（運動系、理数系）について（令和5年1月13日更新）

- 実践協力幼児教育施設及び幼児教育アドバイザーの指導・助言のもと、幼児期において室内でも実施可能なモデルプラン（運動系、理数系）を追加しましたので、園の実態に応じて活用ください。

「【運動系(1)】みんなでもっとおもしろくしよう-巧技台遊び-（PDF：343.3KB）

「【運動系(2)】どちらがたくさん入ったかな-玉入れ遊び-（PDF：305.3KB）

「【運動系(3)】「新聞紙玉転がしゲーム」をしよう（PDF：291.3KB）

「【理数系(1)】やもりがいたよ！（PDF：411.3KB）

「【理数系(2)】蚕を育ててできた繭玉でお花作りをしよう（PDF：278.1KB）

「【理数系(3)】自分の考えたロケットをとばそう（PDF：299.3KB）

（実践協力幼児教育施設）

- 学校法人みどり学園　岩根みどり幼稚園
- 流山市幼児教育支援センター附属幼稚園
- 習志野市立向山幼稚園
- 社会福祉法人芳雄会　みのり保育園
- 成田市立大栄幼稚園

お問い合わせ

所属課室：教育振興部学習指導課義務教育指導室

電話番号：043-223-4059

◆接続期のカリキュラム千葉県モデルの作成にモデルプラン（運動系）を追加するにあたり、県の幼児教育アドバイザーより協力を依頼され、令和４年10月に活動を展開した例。

主に「健康な心と体」が育った実践

活動名　どちらがたくさん入ったかな -玉入れ遊び-　（10月）

保育者の願い（ねらい）

- 玉入れ遊びをする中で，投げることの楽しさや，ねらったかごに入った時の喜びを感じ，体を動かすことの楽しさや満足感を味わう。
- 玉を投げるときに，下に投げつけるのではなく遠くに投げようとする意識をもつようになる。
- 球の投げ方などを友達同士で教え合ったり，よいところを認め合ったりしようとする。

援助のポイント

- 活動中にBGMを流して場の雰囲気づくりをすると共に，子供たちに活動の始まりと終わりがわかりやすいようにする。
- 「玉を投げてみる」ことから始めて，「自分で投げる距離を決める」，「対戦形式の玉入れ遊びにする」，「『果物』玉入れにする」等，子供たちが飽きずに意欲をもって活動に取り組めるよう，少しずつ遊び方やルールを変えて遊べるようにする。
- 玉入れ遊びの中で，「どんな風に投げたの？」「どこを見て投げたの？」等と聞き，意見を伝え合うことでクラス全体の場で投げるコツを共有できるようにする。
- 活動の中で子供たちの頑張りや気付き，望ましい行動を認め，他児にも知らせていく。

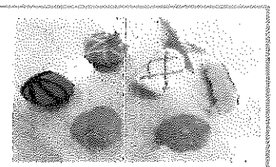

環境構成の工夫

- 子供たちが安全に，十分に体を動かせるよう，広い空間をとるようにする。
- 子供たちが遠くに投げる動きを楽しめるよう，手におさまり，投げやすい玉入れの玉（紅白玉）を使う。また，子供たちが目標をもって意欲的に投げられるよう，投げ入れられる大きさのかごを準備する。
- 室内で子供たちが自分の投げる場所を視覚で確認できるよう，全員の子供の足下にマーカーを置く。
- ２チームに分かれて対戦する時には，安全に玉入れ遊びができるよう，順番を待つ子供たちはステージで見たり応援したりするようにする。

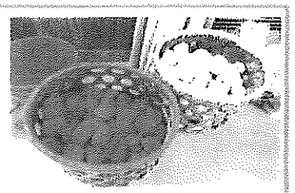

これまでの経験

- 「中当て」（四角の中の友達を外の数名がボールを投げて当て，当てられたら交代）をする。
- 「赤白中当て」（ドッジボールのコートを赤と白に分けて，赤チームと白チームがそれぞれ色の違うチームの友達にボールを当てる）をする。
- ７月からドッジボールをする。
- ９月に運動会で玉入れをする。

当日の活動内容

- みんなでダンスをしながら準備運動をする。
- ダンスをした円の隊形の真ん中にかごを置き，運動会で使った玉を使ってかご入れ玉入れをすることを話す。どのように投げるとよいか子供たちの考えを引き出す。
- 始めは，かごまでの距離を短くして，玉が入る経験ができるようにする。保育者は子供たちの思いを聞きながら，かごまでの距離を変える。また，「みんなが決めたところから投げてみよう」と話して，足下のマーカーを動かして，自分に合った距離から投げられるようにする。
- ２つのチームに分かれて，やり方とルールを確認してから，対戦形式の玉入れ遊びをする。
- 玉入れ対戦の後，２つのチームそれぞれのかごに入った玉を使って，数をみんなで数え上げたり，どちらの数が多いか比べたりする。
- 保育者が作成した「果物」を取り出し，玉入れの中に加える。「『果物』が１つ入ると，玉５個分」というルールを加え，子供たちに作戦を考えるように話す。
- 勝負がついた後は，みんなの頑張りを認め，全員を励ます。
- みんなで紅白玉や「果物」の片付けをする。

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の表れ

- かごに向かって紅白玉をかいっぱい投げていた。（健康な心と体）
- 投げ入れる距離を自分で決めていた。（自立心）
- 最後まで諦めずに紅白玉をかごに入れようと頑張っていた。（自立心）
- 同じチームの友達と力を合わせて玉入れに取り組んでいた。また，違うグループの友達を応援したり，お互いの頑張りを認め合ったりした。（道徳性・規範意識の芽生え）（協同性）
- 時間やルールが分かり，ルールを守って玉入れに取り組んだ。玉入れの勝敗に関わらず，自分の気持ちを調整し，友達と楽しく遊ぶことができていた。（道徳性・規範意識の芽生え）
- 玉を上手に投げるこつを言葉で表現して話したり，友達に聞いた玉を投げるこつをいかしたりして玉入れ遊びに取り組んでいた。（言葉による伝え合い）
- 入った玉の数を数え，勝敗を決めていた。（数量や図形，標識や文字などへの関心・感覚）

小学校教育とのつながり

- 玉入れ遊びを通して，運動遊びの楽しさに触れ，進んで取り組むことは，体力の向上につながります。
- 玉を下に投げつけるのではなく遠くに投げようとする動きは，体育のボールゲームにつながります。玉を投げてかごに入る喜びを味わったり，チームで玉入れをして競い合ったりすることにより，楽しく「投げる」練習ができます。
- 運動遊びを通してルールを守り，みんなで楽しく遊ぼうとする経験は，道徳心や安全意識の育成につながっています。

令和４、５年度の幼保小の交流等の実績　※保護者による園長先生への聞き取り調査

実施日　2023年11月23日

◆ 幼保小の子どもたちの交流 ◆

令和４年度　仲良く遊ぼう会　(江戸川台地区交流)

	交流日		内容
1	５月３１日(火) 雨天予備日 6月1日（月）	仲良く遊ぼう会①園庭 場所→幼稚園	場所・遊具に慣れましょう。 保育所の体操を一緒にしてみましょう♪ 【体操→ うんどうかいごっこ 】
2	６月１３日(月)	竹トンボの会 場所→幼稚園	江戸川台東自治会の方と昔遊びを楽しみましょう。
③	７月１日(金)	七夕飾りの会 場所→江戸小	１年生と一緒に楽しみましょう♪ 【画用紙に作った七夕飾りを貼る】
④	１０月２８日(金)	仲良く遊ぼう会② 場所→幼稚園	【運動会ごっこ】 みんなで競技を楽しみましょう！ (体操・玉入れ・パラバルーン・三色リレー)
⑤	11月１９日(月)	わんぱく祭り 場所→江戸小	２年生による生活科 ※感染症のため中止
6	１月１２日(木)	みんなで体操教室 場所→幼稚園	講師の先生と一緒に運動遊びをしましょう！ 【ふれあい遊び・ボール】
7	２月１日(水)	仲良く遊ぼう会③ 場所→江戸保	お庭で仲良く遊びましょう。 【♪ジャンボリミッキー・自転車リレー・ドッチボール】
⑧	３月２日(木)	小学校見学会 場所→江戸小	１年生と一緒に小学校を見学しましょう。 【学校探検・おりがみなどの昔遊びで遊ぶ】

・〇で囲んでいるものは、民間保育園の５歳児も参加する。

令和５年度　仲良く遊ぼう会　(江戸川台地区交流)

	交流日		内容
1	４月２５日	仲良く遊ぼう会①園庭 場所→幼稚園	場所・遊具に慣れましょう。 ４～５人組になって自己紹介をしてみましょう。 体操(エビカニクス)をみんなで踊りましょう。 (自己紹介、エビカニクス、戸外遊び)
2	５月２５日 ↓延期 ７月１１日	みんなで体操教室 場所→幼稚園	【体操教室】 講師の先生と一緒に運動遊びをしましょう。 (リトミック、色集めゲームなど)
3	６月２日(金)	竹トンボの会 場所→幼稚園	江戸川台東自治会の方と昔遊びを楽しみましょう。 自己紹介・遊び紹介、昔遊び(こま、紙飛行機など) ♪むすんでひらいて(ダンス)・かもつ列車 お礼♪エビカニクス、園歌
4	６月２８日	★幼保小交流(１年生) 場所→江戸小体育館	【七夕飾り】 ３～４人組になって自己紹介、七夕飾りの紹介 七夕飾りの作り方を一年に教えてもらう (貝殻、あみ、ちょうちん、四角飾り(切り花))
5	９月１９日	仲良く遊ぼう会② 場所→幼稚園	【水遊び】 水遊びの道具や滑り台で遊びながら、 水とお友達になりましょう 水鉄砲、スプリンクラー、ウォータースライダー金魚すくい、魚釣り、シャボン玉、色水作りなど
6	１１月９日	仲良く遊ぼう会③ 場所→幼稚園	【運動会ごっこ】 みんなで競技を楽しみましょう。 ♪よろしくねっ、果物狩り(人数合わせ)、かけっこ パラバルーン、玉入れ、３色リレー
7	１２月５日	みんなで体操教室 場所→江戸保	【体操教室】 講師の先生と一緒に運動遊びをしましょう。
8	１２月１４日	みんなで体操教室 場所→幼稚園	【体操教室】 講師の先生と一緒に運動遊びをしましょう。
9	12月　日（	★幼保小交流(２年生) 場所→江戸小	【わんぱくまつり】予定 手作りおもちゃで遊んだり、一緒に作ったりを楽しみましょう。
10	1月　日（	仲良く遊ぼう会④ 場所→江戸保	保育所のお庭で仲良く遊びましょう。
11	2月　日（	★幼保小交流 場所→江戸小	学校探検の予定

・７以降は実施予定

令和４年度の反省を生かし、今年度は平均月１回の交流を入れた。
特に幼保は園長、所長がその大切さを共通理解しているので、年々増やしている。また、教員・保育士が意見交換をし、情報共有している。

◆ 子どもだけでなく、他の学生や教員が幼児教育を学ぶ場として、以下の取り組みに協力している ◆

対象	内容	令和３年度	令和４年度	令和５年度
中学生 高学生	職場体験・インターンシップ キャリア教育の一環として行なっている。	コロナで未実施	４校　２１名	４校　１６名 (他１校実施予定)
大学生	教育実習※ （幼稚園教諭の免許を取るために行われる。）	４校　４名	３校　４名	２校　３名
教員	異校種交流 教員が、別の校種の教育機関に出向き、1日をそこで過ごす。 就学前の子どもたちが、どのように過ごしているのか、幼稚園教諭がどう接しているのかを学ぶ機会となり、幼保小の連携にも役立っている。	５校　８名	４校　８名	５校　１６名

特に教育実習に関しては、近隣の公立幼稚園は受け入れがない。若しくは受け入れても１人くらいと聞いている。
本園は、公立幼稚園の教育を学びたいという学生さんをできるだけ応援したい、また、受け入れ先の都合や大学の都合により実習ができなくなって困っている学生さんが令和３年、４年で３人いたが、そういう学生さんにも機会を与えたいという思いで受け入れてきた。

在園児保護者・児童発達支援事業所への保護者による聞き取り調査

実施日　2023年11月24日

入園する直前で幼稚園から断られた。

入園できても発達障害チェックリストに当てはめていく質問が毎度あり、とても悲しい思いをした。

幼稚園での日常保育中、お気に入りの人形を渡しておけばクラス活動がスムーズに行くと渡され、子どもは思うように活動できていなかった。さらに、活動が遅い場合には取り上げるという保育が平気に行われていた。

そもそも幼稚園(保育園)も入りづらい。

プレ保育の時点で断られた。

『こういう子は今多い』会いもせず電話で断られた

大規模な集団が合わない。

母になるなら流山の現実

通っていた幼稚園と療育先が連絡を取り合う様子が無かった。

見学の際、あからさまに嫌な顔をされる

～療育併用で附属幼稚園に通う母の体験談～

0歳からプレ保育に入れていたのに、年少入園のタイミングで入園を断られた。

クラスの中にいる支援が必要な子に名指しで担任が責める場面に遭遇し、信頼できない。

幼稚園に行きたがらない。その理由をうまく説明できないから、園での様子が把握しにくく心配だった。

年少クラスに療育併用で通っていたのに、年中に上がる直前の面談で進級できない説明があり、やんわりと退園を勧められた。

現在、流山市幼児教育支援センター附属幼稚園に通う療育併用の子どもの様子

・母親と離れる淋しさはあるものの、行き渋ることもなく通っている。
・附属幼稚園が大好きで、帰宅後すぐにでもまた幼稚園へ行きたいと言っている。
・クラスの子や異年齢クラスの子と過ごす中で刺激を受け、言葉が増えている。
・子どもの表情が明るくなった。
・集団で過ごす中で新たな子どもの困りごとも見えてきたが、附属幼稚園の先生・療育の先生・親・子みんなで一緒にどうしたら良いか考え、解決に向けて実践してくれている。

保護者からみた流山市幼児教育支援センター附属幼稚園の良さ

・カリキュラムに柔軟性があり、個々の持つ特性に対応できる。
・親が送迎するため、子どもの様子を実際に見ることができたり、先生への相談もしやすい。
・少人数なので、どの先生も一人一人の様子を把握してくれている。
・療育先との連携も積極的に取ってくれる。
・療育へ通っている子も日本語が母国語でない子もそれ以外の子どもたちも分ける事無く同じクラスで過ごす中で、困っている子にも自然と助け合える力が身についている。
・送迎する親の様子も気にかけてくれ、先生から声をかけてもらう事で救われた事があった。

一人一人の個性を大切に、子どもに寄り添った保育をしてくれる場が附属幼稚園にはあると保護者は感じている

廃園への疑問

・幼児教育支援センター附属幼稚園の存在を知るすべが少なく、他の園と比べて圧倒的に情報量が少ない。
・市内全て幼稚園には、まだ支援の必要な子へのサポートや対応ができる環境が十分に整っているとは言えない。
・園名が難しいことでどんな幼稚園なのか分かりにくい。
・保育園は多く建てられている印象はあるが、幼児教育の大切さや同じ年齢の子ども同士の集団生活の大切さを流山市は考えていないのでは。
・おおたかの森は人口が増えているのだから、今ある園をなくす必要があるのか、また有効な策を熟考したのか。
・実際最後の砦的存在の附属幼稚園が無くなってしまったら、日本語が母国語でない子や支援が必要な子を本当に受け入れる園があるのか。

保護者の思い

幼児教育支援センター附属幼稚園は、療育に通っている子を優先に取っている訳ではないとしているが、実際には親身に話を聞いてくれ、定型発達・療育併用と区別することなく個々の良さを伸ばしてくれている。また一方で定型発達の子の中にも大規模集団が合わない子どももいる。小規模集団の中で徐々に他者との関わり方を学び、スムーズに小学校の集団生活へ移行できたと感じている保護者もいる。バスや給食が無いから不便、今の時代のニーズに逆行していると思われがちだが、それを上回る魅力のある園である。

子どもを育てる親としてこの先小学校を見据えた時、療育に通うだけでは不安である。園長先生が幼稚園は楽しい所だという経験が大事だと仰っていた通り、集団生活の入り口として幼児期の今、大切なことが学べる園だと思う。

私立には私立の良さがあるように、附属幼稚園には公立の良さがあると思う。利益にとらわれずに個性豊かな子どもたちを保育する場があり、そのノウハウを他園と共有してほしい。少数派かもしれないが、大切な幼児期を人数が多すぎない集団で、ゆったりとのびのび子ども主体の保育を求める親や子のひとつの選択肢として必要な園である。廃園にしてお金をばら撒けば問題が解決するなんて有り得ない話である。

通所支援と訪問支援を行っている小規模の療育施設から附属幼稚園との連携を通して感想をいただきました

幼児教育支援センター附属幼稚園は、支援児ひとりひとりの特性に合わせたきめ細やかな教育を実施しています。自主性を尊重し、ゆとりをもたせた時間の中で子どもたちの発信から活動が展開する環境を整備しています。療育と園の双方が円滑な情報交換を行い、子どもたちの得意・不得意な面を補完し合い、より良い教育環境を構築しています。先生方も支援児を集団に組み入れるために慎重な配慮を払い、様々な工夫を凝らしています。こうした支援児と先生方の関わりは、定型発達の子供たちにとって模範的な学びの場となり、自然に関わり方を学ぶ契機となっています。これらの経験が積み重なり、インクルージブ教育の基礎を築いていると考えられます。また、療育主催の研修への先生方の熱心な参加や、施設から園への訪問支援により、お互いが学び合い、実践を通じて改善点を見いだしています。

一方で、私立の幼稚園は多様なカリキュラムを導入、重視する傾向があり、支援を通してもついていくことが難しい場面が生じているのが見受けられます。たくさんの子どもたちに対応するため、附属幼稚園ほどの個別対応は難しい印象があります。

療育利用者が就園先に受け入れてもらえず悲しい思いをするのを何度も見ています。そういった中で附属幼稚園という存在は最後の砦です。

令和5年第4回定例会
教育福祉委員会
議案第85号　資料

令和5年度流山市介護保険特別会計補正予算（第2号）概要資料

歳入			歳出		
款	補正額（千円）	説明	款	補正額（千円）	説明
1 保険料			1 総務費		
2 国庫支出金	3,078	◎特別調整交付金　2,464,000円 ◎介護保険災害臨時特例補助金　614,000円	2 保険給付費		
			3 地域支援事業費		
3 支払基金交付金			4 財政安定化基金拠出金		
4 県支出金			5 基金積立金	173	◎介護保険介護給付費準備基金積立事業　173,000円
			6 諸支出金	－	
6 繰入金	△ 3,078	◎低所得者保険料軽減一般会計繰入金　3,561,000円 ◎低所得者保険料軽減一般会計繰入金（過年度分）　4,167,000円 ◎介護保険介護給付費準備基金繰入金　−10,806,000円 ・特別調整交付金　−2,464,000円 ・介護保険災害臨時特例補助金　−　614,000円 ・低所得者保険料軽減一般会計繰入金　−3,561,000円 ・低所得者保険料軽減一般会計繰入金（過年度分）　−4,167,000円	7 予備費	－	
9 財産収入	173	◎介護保険介護給付費準備基金利子　173,000円			
今回補正額計	173		今回補正額計	173	
補正前	14,844,694		補正前	14,844,694	
補正後	14,844,867		補正後	14,844,867	

議案第８９号

流山市高齢者福祉センター森の倶楽部及び流山市高齢者趣味の家

資料１　　指定管理者選定評価結果表

資料２　　指定管理業務に係る提案書概要

資料３　　指定管理者候補者概要

資料４　　指定管理者候補者の指定申請書、事業計画書、収支計画書

※資料４につきましては、常任委員会終了後に回収させていただきます。

【高齢者福祉センター森の倶楽部及び高齢者趣味の家】指定管理者選定評価結果表

審査項目		配点	公益社団法人流山市シルバー人材センター
1．指定管理者としての資質	（1）指定管理者としての実績	12	10.5
	（2）申請者の財政状況		
	（3）申請の理由		
2．施設運営の方針	（1）施設の現状に対する考え方・将来展望	36	27.8
	（2）事業収支計画		
	（3）地域や他の施設との連携		
	（4）その他		
3．実施体制	（1）職員の配置	12	10.0
	（2）職員の研修計画		
4．安全管理	（1）防犯対策・防災対策	20	16.8
	（2）安心･安全面の具体策		
	（3）個人情報の保護策		
	（4）利用者のトラブルの未然防止と対処方法等		
5．創意工夫・改善	（1）サービス向上のための方策	20	16.5
	（2）利用者の要望等の反映		
	（3）自主事業		
小　計		100	81.6
6．加減点項目	実績評価（再選定におけるインセンティブ）	11	10.0
	市内経済の活性化		
	障害者が常用労働者となり得る機会の確保		
	女性の活躍推進		
	SDGsへの取組		
合　計		111	91.6

資料３

指定管理者候補者概要

施設名　流山市高齢者福祉センター森の倶楽部及び流山市高齢者趣味の家

指定管理者候補者	公益社団法人流山市シルバー人材センター
代表	会長　神田　英子
設立	昭和５９年２月２０日
所在地	千葉県流山市東初石３丁目１０３番地の１８
資本金	なし
売上高	３４２，８２３，８７１円（令和４年決算）
従業員	７３３名（令和５年３月３１日現在※契約スタッフ含）
主な受託業務	流山市高齢者福祉センター森の倶楽部及び流山市高齢者趣味の家指定管理者事業 （平成 26 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日） １　主な事業 （１）市の事業 指定管理業務、放置自転車対策業務、印刷業務、道路反射鏡維持管理業務、除草作業業務 （２）民間事業 植栽・除草業務、障子・襖の張替え、派遣事業 （３）独自事業 学習教室・英語教室、市民農園、高齢者ふれあいの家事業 ２　指定管理者として管理運営をしている施設 ・下花輪・南流山・西深井・名都借・南・平和台福祉会館（６施設：平成 18 年 4 月～） ・流山市北部公民館（平成 26 年 4 月～） ・自転車駐車場「流山駅、平和台駅、鰭ヶ崎駅、運河駅、江戸川台駅、初石駅（平成 25 年 3 月～）

令和５年第４回定例会
教育福祉委員会
議案第８６号　資料

議案第86号

流山市児童育成手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

１　概 要

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成１３年法律第３１号）の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、令和６年４月１日から施行されるものである。国が定める法の基準の一部が改正されたことを踏まえ、国の改正に準じて、法第１０条の改正に従い、流山市児童育成手当支給条例（昭和５７年３月３１日条例第９号）を改正するものである。

２　改正内容

新旧対照表のとおり

令和５年第４回定例会
教育福祉委員会
議案第８６号　資料

流山市児童育成手当支給条例(昭和５７年３月３１日条例第９号)新旧対照表

改正後	改正前
（支給要件） 第４条 市は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者であって、本市内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に 記録されているもの（本市の住民基本台帳への記録がないことについて市長がやむを得ないと認める者を含む。）に対し、手当を支給する。 （１）次のアからケまでのいずれかに該当する児童の母が当該児童を監護する場合当該母 ア 父母が婚姻を解消した児童 イ 父が死亡した児童 ウ 父が児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「令」という。）別表第２に定める程度の障害の状態にある児童 エ 父の生死が明らかでない児童 オ 父が引き続き１年以上遺棄している児童 カ 父が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第１項又は第10条の2の規定による命令（母の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童 キ 父が法令により引き続き１年以上拘禁されている児童 ク 母が婚姻によらないで懐胎した児童 ケ クに該当するかどうかが明らかでない児童 （２）次のアからケまでのいずれかに該当する児童の父が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする場合　当該父 ア 父母が婚姻を解消した児童 イ 母が死亡した児童 ウ 母が前号ウの令で定める程度の障害の状態にある児童 エ 母の生死が明らかでない児童 オ 母が引き続き１年以上遺棄している児童	（支給要件） 第４条 市は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者であって、本市内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に 記録されているもの（本市の住民基本台帳への記録がないことについて市長がやむを得ないと認める者を含む。）に対し、手当を支給する。 （１）次のアからケまでのいずれかに該当する児童の母が当該児童を監護する場合当該母 ア 父母が婚姻を解消した児童 イ 父が死亡した児童 ウ 父が児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「令」という。）別表第２に定める程度の障害の状態にある児童 エ 父の生死が明らかでない児童 オ 父が引き続き１年以上遺棄している児童 カ 父が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第１項＿＿＿＿＿の規定による命令（母の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童 キ 父が法令により引き続き１年以上拘禁されている児童 ク 母が婚姻によらないで懐胎した児童 ケ クに該当するかどうかが明らかでない児童 （２）次のアからケまでのいずれかに該当する児童の父が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする場合　当該父 ア 父母が婚姻を解消した児童 イ 母が死亡した児童 ウ 母が前号ウの令で定める程度の障害の状態にある児童 エ 母の生死が明らかでない児童 オ 母が引き続き１年以上遺棄している児童

カ 母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第10条第１項又は第10条の2の規定による命令（父の申立てにより発せられたものに 限る。）を受けた児童 キ 母が法令により引き続き１年以上拘禁されている児童 ク 母が婚姻によらないで懐胎した児童 ケ クに該当するかどうかが明らかでない児童	カ 母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第10条第１項＿＿＿＿の規定による命令（父の申立てにより発せられたものに 限る。）を受けた児童 キ 母が法令により引き続き１年以上拘禁されている児童 ク 母が婚姻によらないで懐胎した児童 ケ クに該当するかどうかが明らかでない児童
（３）第１号アからケまでのいずれかに該当する児童を母が監護しない場合若しくは同号アからケまでのいずれかに該当する児童（同号イに 該当するものを除く。）の母がない場合であって、当該母以外の者が当該児童の養育（児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維 持することをいう。以下同じ。）をするとき、前号アからケまでのいずれかに該当する児童を父が監護しないか、若しくはこれと生計を同じくし ない場合（父がない場合を除く。）若しくは同号アからケまでのいずれかに該当する児童（同号イに該当するものを除く。）の父がない場合で あって、当該父以外の者が当該児童を養育するとき、又は父母がない場合であって、当該父母以外の者が当該児童を養育するとき当該養育者	（３）第１号アからケまでのいずれかに該当する児童を母が監護しない場合若しくは同号アからケまでのいずれかに該当する児童（同号イに 該当する ものを除く。）の母がない場合であって、当該母以外の者が当該児童の養育（児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維 持することをいう。以下同じ。）をするとき、前号アからケまでのいずれかに該当する児童を父が監護しないか、若しくはこれと生計を同じくし ない場合（父がない場合を除く。）若しくは同号アからケまでのいずれかに該当する児童（同号イに該当するものを除く。）の父がない場合で あって、当該父以外の者が当該児童を養育するとき、又は父母がない場合であって、当該父母以外の者が当該児童を養育するとき当該養育者
２ 前項の規定にかかわらず、手当は、母又は養育者に対する手当にあっては児童が次の各号のいずれか又は児童扶養手当法（昭和36年法 律第238号。以下「法」という。）第４条第２項第２号から第４号までのいずれかに該当するとき、父に対する手当にあっては児童が次の各号の いずれか又は同項第２号、第５号若しくは第６号のいずれかに該当するときは、当該児童については、支給しない。	２ 前項の規定にかかわらず、手当は、母又は養育者に対する手当にあっては児童が次の各号のいずれか又は児童扶養手当法（昭和36年法 律第238号。以下「法」という。）第４条第２項第２号から第４号までのいずれかに該当するとき、父に対する手当にあっては児童が次の各号の いずれか又は同項第２号、第５号若しくは第６号のいずれかに該当するときは、当該児童については、支給しない。
（１）18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある児童のうち、第１子の児童であるとき。	（１）18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある児童のうち、第１子の児童であるとき。
（２） 基準日以後にある 18 歳以上の児童で在学中の児童以外の者（令別表第１に定める程度の障害の状態にある第２子以降の児童を除く。） であるとき。	（２）基準日以後にある18歳以上の児童で在学中の児童以外の者（令別表第１に定める程度の障害の状態にある第２子以降の児童を除く。） であるとき。

令和５年第４回定例会
教育福祉委員会
議案第８７号　資料

議案第87号

流山市特定教育･保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

１ 概 要

特定教育･保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども･子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども･子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令が、令和５年９月１５日に公布され、同日等を施行日として、特定教育･保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども･子育て支援施設等の運営に関する基準（以下「基準府令」という。）が改正された。基準府令第３６条の改正に従い、流山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年流山市条例第２３号）においても改正するものである。

２ 改正内容

新旧対照表のとおり

令和５年第４回定例会
教育福祉委員会
議案第８７号　資料

流山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年流山市条例第２３号）新旧対照表

改正後	改正前
（特別利用教育の基準） 第36条　特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第１項第２号に規定する基準を遵守しなければならない。	（特別利用教育の基準） 第36条　特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第１項第２号に規定する基準を遵守しなければならない。
２　特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第４条第２項第２号の規定により定められた法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。	２　特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第４条第２項第２号の規定により定められた法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。
３　特定教育・保育施設が、第１項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第６条第３項及び第７条第２項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第６条第２項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第19条第１号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第２号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第１号又は第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第１号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る	３　特定教育・保育施設が、第１項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第６条第３項及び第７条第２項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第６条第２項中「利用の申込みに係る法第19条第１号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第２号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第１号又は第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第１号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る

改正後	改正前
利用定員」と、第13条第２項中「法第27条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第28条第２項第３号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項第３号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。	利用定員」と、第13条第２項中「法第27条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第28条第２項第３号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項第３号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

令和５年第４回定例会
教育福祉委員会
議案第８８号　資料

流山市都市公園条例及び流山市コミュニティプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1　使用料見直し額の算定式

維持管理等経費÷年間供用回数＝　１コマ（1コマ＝1時間）あたりの負担額
（118,695,000）÷（ 60,596 ）＝（1,958）
1コマ当たりの負担額　÷　減価償却期間　＝　値上げ分
（　1,958　）÷　（ 11.8 ）　＝（ 165 ）≒ 150円

①　施設運営に基づく工事等経費について

庭球場の拡張工事に伴う既存コートおよび既存駐車場の解体費、新設駐車場費用、各コートの人工芝張替費用などを含む総事業費441,908千円のうち、維持管理費は下表A～D欄の合計118,400千円と算定する。また、総合運動公園庭球場１２面とコミュニティプラザ２面の砂入り人工芝の流出する砂の補充等を考慮し、補修費としてE欄を計上する。

＜内訳＞

	名称	金額	備考
A	公園庭球場（８面）人工芝張新設分	60,600,000	R5設計より
B	公園庭球場（４面）人工芝張替分	22,000,000	R6見込
C	シェルター（テント地（膜材）分）	18,200,000	R5設計より
D	コミュニティプラザ（３面）人工芝張替分	17,600,000	R2支出額
E	補修費（総合運動公園庭球場１２面・コミュニティプラザ２面の砂入り人工芝）/年間 25,000円×11.8年	295,000	砂の補充等
	合　計	**118,695,000**	

② 年間供用回数　60,596コマ（令和３年度実績を12面換算）
③ 減価償却期間　11.8年（人工芝張替え期間の平均値）

流山市都市公園条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後

○流山市都市公園条例

昭和54年３月30日条例第23号

別表第５（第17条関係）

１　屋外施設利用料

野球場	１面１時間以内	流山市総合運動公園				江戸川河川敷緑地			
		小・中・高校生		一般		小・中・高校生		一般	
		平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日
		275円	550円	825円	1,650円	165円	330円	550円	1,100円
野球場夜間照明施設	１時間以内	8,250円							
庭球場	１面１時間以内	小・中・高校生				一般			
		300円				700円			
庭球場夜間照明施設	１面１時間以内	880円							
駐車場	１回	大型バス（乗車定員30人以上）				マイクロバス（乗車定員11人以上30人未満）			
		1,100円				550円			

改正前

○流山市都市公園条例

昭和54年３月30日条例第23号

別表第５（第17条関係）

１　屋外施設利用料

野球場	１面１時間以内	流山市総合運動公園				江戸川河川敷緑地			
		小・中・高校生		一般		小・中・高校生		一般	
		平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日
		275円	550円	825円	1,650円	165円	330円	550円	1,100円
野球場夜間照明施設	１時間以内	8,250円							
庭球場	１面１時間以内	小・中・高校生				一般			
		220円				550円			
庭球場夜間照明施設	１面１時間以内	880円							
駐車場	１回	大型バス（乗車定員30人以上）				マイクロバス（乗車定員11人以上30人未満）			
		1,100円				550円			

流山市コミュニティプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後

○流山市コミュニティプラザの設置及び管理に関する条例

令和元年12月25日条例第18号

別表（第13条関係）

施設名	区分		単位	利用料金
A会議室	1室		1時間	156円
B会議室				51円
C会議室				103円
研修室				103円
視聴覚室				156円
和室1				51円
和室2				51円
多目的ホール兼体育室	専用使用	全面	1時間	1,465円
		半面		732円
		1／6面		418円
	個人使用（2人以内）	1／6面	1時間	156円
室外庭球場	1面		1時間	700円
	夜間照明		1時間	880円
室内庭球場	1面		1時間	1,250円
	夜間照明		1時間	785円
プール	専用使用		1時間	2,200円
	個人使用	小学生・	1回（2時	51円

改正前

○流山市コミュニティプラザの設置及び管理に関する条例

令和元年12月25日条例第18号

別表（第13条関係）

施設名	区分		単位	利用料金
A会議室	1室		1時間	156円
B会議室				51円
C会議室				103円
研修室				103円
視聴覚室				156円
和室1				51円
和室2				51円
多目的ホール兼体育室	専用使用	全面	1時間	1,465円
		半面		732円
		1／6面		418円
	個人使用（2人以内）	1／6面	1時間	156円
室外庭球場	1面		1時間	550円
	夜間照明		1時間	880円
室内庭球場	1面		1時間	1,100円
	夜間照明		1時間	785円
プール	専用使用		1時間	2,200円
	個人使用	小学生・	1回（2時	51円

令和５年第４回定例会
教育福祉委員会
議案第９０号　資料

流山市おおたかの森ホール

資料１　　指定管理者選定評価結果表

資料２　　指定管理業務に係る提案書概要

資料３　　指定管理者候補者概要

資料４　　指定管理者候補者の指定申請書、事業計画書、収支計画書

※資料４につきましては、常任委員会終了後に回収させていただきます。

資料１

【流山市おおたかの森ホール】指定管理者選定評価結果表

審査項目		配点	A社	スターツ・シアターワークショップ共同事業体
1．指定管理者としての資質	（1）指定管理者としての実績	12	10.8	11.5
	（2）事業者の経営方針及び財務書類			
2．施設運営の方針	（1）管理運営の方針・事業収支計画	32	26.0	27.8
	（2）施設の現状に対する考え方・将来展望			
	（3）地域や他の施設との連携			
	（4）その他			
3．実施体制	（1）管理運営に当たっての職員配置	16	14.2	14.5
	（2）職員の研修計画			
4．安全管理	（1）防犯対策・防災対策	24	20.7	22.3
	（2）安心･安全面の具体策			
	（3）個人情報の保護策			
	（4）利用者のトラブルの未然防止と対処方法等			
5．創意工夫・改善	（1）サービス向上のための方策	16	13.5	14.3
	（2）利用者の要望等の反映			
	（3）指定管理者企画事業			
小　計		100	85.2	90.4
6．加減点項目	実績評価（再選定におけるインセンティブ）	11	2.0	0.0
	市内経済の活性化			
	障害者が常用労働者となり得る機会の確保			
	女性の活躍推進			
	SDGsへの取組			
合　計		111	87.2	90.4

資料３－１

指定管理者候補者概要

施設名　流山市おおたかの森ホール

指定管理者候補者 （代表団体）	スターツ・シアターワークショップ共同事業体 （スターツファシリティーサービス株式会社）
代表	代表取締役　浅野 賢一
設立	昭和３５年８月１６日
所在地	東京都中央区日本橋三丁目１番８号
資本金	４，５００万円
売上高	１２，４７７，００３，９６９円（令和４年度決算）
従業員	１，０４９名（令和５年３月末日時点）
主な受託業務	１　主な事業 ・PFI 施設、再開発施設、指定管理施設の管理運営 ・不動産の保守管理業務、警備業務、清掃業務、消毒業務の各請負 ・電気設備、空調設備、給排水衛生設備、防火設備及び不動産に付帯する諸設備の工事の請負 ・建築物の設計・施工並びに監理業務の請負　等 ２　指定管理者として管理運営をしている主な施設 ・東京都江戸川区しのざき文化プラザ （H20.4～R10.3） ・東京都江戸川区総合体育館（H28.4～R8.3） ・東京都中央区立区民館（京橋地域７区民館） （R3.4～R6.3）

資料３－２

指定管理者候補者概要

施設名　流山市おおたかの森ホール

指定管理者候補者 （構成団体）	スターツ・シアターワークショップ共同事業体 （スターツコーポレーション株式会社）
代表	代表取締役　磯﨑　一雄
設立	昭和４７年９月３０日
所在地	東京都中央区日本橋三丁目４番１０号
資本金	１１０億３，９４８万４，６６７円
売上高	３０，３４２，０００，０００円（令和４年度決算）
従業員	２３８名（令和５年６月１日時点）
主な受託業務	グループ会社の事業活動の支配及び管理

資料３－３

指定管理者候補者概要

施設名　流山市おおたかの森ホール

指定管理者候補者 （構成団体）	スターツ・シアターワークショップ共同事業体 （スターツエージェンシー株式会社）
代表	代表取締役　長谷川　隆浩
設立	平成２７年３月２７日
所在地	東京都中央区日本橋三丁目１番８号
資本金	１，０００万円
売上高	９５，１４１，５８４円（令和４年度決算）
従業員	７名（令和５年１１月時点）
主な受託業務	１　主な事業 ・イベントの企画・運営 ・メディアプランニング・メディア制作・メディアバイイング ・カタログ、チラシ、ポスター等の企画・デザイン・制作 ・所属タレント、スポーツ選手等の管理・サポート ・経営コンサルタント業務　　等

資料３－４

指定管理者候補者概要

施設名　流山市おおたかの森ホール

指定管理者候補者 （構成団体）	スターツ・シアターワークショップ共同事業体 （株式会社シアターワークショップ）
代表	代表取締役　伊東　正示
設立	昭和５８年１１月２４日
所在地	東京都渋谷区神宮前六丁目２３番３号
資本金	１，０１５万円
売上高	１，６６８，５９４，９５７円（令和４年度決算）
従業員	１４７名（令和５年９月１９日時点）
主な受託業務	１　主な事業 ・劇場、ホール等の施設管理及び運営 ・映画、演劇、講演、コンサート、展示会並びにイベントの企画及び運営に関する業務 ・広告、宣伝の企画及び製作　等 ２　指定管理者として管理運営をしている主な施設 ・兵庫県神戸市西神中央ホール（R4.8～R19.3） ・神奈川県平塚市ひらしん平塚文化芸術ホール（R4.3～R24.2） ・高知県高知市文化プラザかるぽーと（H21.4～R10.3） ・高知県立県民文化ホール（H26.4～R6.3）

令和５年第４回定例会
教育福祉委員会
議案第９１号　資料

流山市北部公民館

資料１　　指定管理者選定評価結果表

資料２　　指定管理業務に係る提案書概要

資料３　　指定管理者候補者概要

資料４　　指定管理者候補者の指定申請書、事業計画書、収支計画書

※資料４につきましては、常任委員会終了後に回収させていただきます。

資料１

【北部公民館】指定管理者選定評価結果表

審査項目		配点	A社	公益社団法人流山市シルバー人材センター
1．指定管理者としての資質	（1）指定管理者としての実績	12	10.0	10.8
	（2）申請者の財政状況			
	（3）申請の理由			
2．施設運営の方針	（1）施設の現状に対する考え方・将来展望	32	24.3	25.8
	（2）事業収支計画			
	（3）地域や他の施設との連携			
	（4）その他			
3．実施体制	（1）職員の配置	12	9.3	10.2
	（2）職員の研修計画			
4．安全管理	（1）防犯対策・防災対策	20	14.8	15.3
	（2）安心･安全面の具体策			
	（3）個人情報の保護策			
	（4）利用者のトラブルの未然防止と対処方法等			
5．創意工夫・改善	（1）サービス向上のための方策	24	19.0	18.3
	（2）利用者の要望等の反映			
	（3）自主事業			
小　計		100	77.4	80.4
6．加減点項目	実績評価（再選定におけるインセンティブ）	11	5.0	10.0
	市内経済の活性化			
	障害者が常用労働者となり得る機会の確保			
	女性の活躍推進			
	SDGsへの取組			
合　計		111	82.4	90.4

資料３

指定管理者候補者概要

施設名　流山市北部公民館

指定管理者候補者	公益社団法人流山市シルバー人材センター
代表	会長　神田　英子
設立	昭和５９年２月２０日
所在地	流山市東初石３丁目１０３番地の１８
資本金	－
売上高	３４２，８２３，８７１円（令和４年度決算）
会員数	７３３名(令和５年３月３１日現在） ※契約スタッフ含む
主な受託業務	流山市北部公民館指定管理業務 （平成２６年４月１日～令和６年３月３１日） 流山市下花輪福祉会館（ほっとプラザ下花輪）、南流山福祉会館、西深井福祉会館、名都借福祉会館、南福祉会館、平和台福祉会館施設管理業務 （平成１８年４月～現在） 流山市高齢者福祉センター（森の倶楽部・趣味の家）施設管理業務 （平成２６年４月～現在） 流山市自転車駐車場（流山駅・平和台駅・鰭ヶ崎駅・運河駅・江戸川台駅・初石駅）管理業務 （平成２５年３月～現在）

令和５年第４回定例会
教育福祉委員会
議案第９２号　資料

流山市東部公民館

資料１　　指定管理者選定評価結果表

資料２　　指定管理業務に係る提案書概要

資料３　　指定管理者候補者概要

資料４　　指定管理者候補者の指定申請書、事業計画書、収支計画書

※資料４につきましては、常任委員会終了後に回収させていただきます。

資料１

【東部公民館】指定管理者選定評価結果表

審査項目		配点	ＮＰＯ法人コミュネット流山
１．指定管理者としての資質	（１）指定管理者としての実績	12	10.3
	（２）申請者の財政状況		
	（３）申請の理由		
２．施設運営の方針	（１）施設の現状に対する考え方・将来展望	32	25.0
	（２）事業収支計画		
	（３）地域や他の施設との連携		
	（４）その他		
３．実施体制	（１）職員の配置	12	10.0
	（２）職員の研修計画		
４．安全管理	（１）防犯対策・防災対策	20	15.2
	（２）安心･安全面の具体策		
	（３）個人情報の保護策		
	（４）利用者のトラブルの未然防止と対処方法等		
５．創意工夫・改善	（１）サービス向上のための方策	24	19.5
	（２）利用者の要望等の反映		
	（３）自主事業		
小　計		100	80.0
６．加減点項目	実績評価（再選定におけるインセンティブ）	11	10.0
	市内経済の活性化		
	障害者が常用労働者となり得る機会の確保		
	女性の活躍推進		
	SDGsへの取組		
合　計		111	90.0

資料３

指定管理者候補者概要

施設名　流山市東部公民館

指定管理者候補者	ＮＰＯ法人コミュネット流山
代表	理事長　堂下　延代
設立	平成２０年８月８日
所在地	流山市美原４丁目２１５番地４
資本金	－
売上高	２８，０３７，２５３円（令和４年度決算）
従業員	－
主な受託業務	流山市東部公民館指定管理業務 （平成２６年４月１日～令和６年３月３１日） 利根運河交流館運営受託業務 （平成２１年１０月１日～令和６年３月３１日）